

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) (株)あすもり建設コンサルタント 那覇市字識名1253番地の10
76000119 代表者 宮良 時夫
(測量、土木)

2 指名停止措置期間

平成29年7月15日～平成29年8月14日

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての測量及び建設コンサルタント業務（下請けを含む）

4 事実概要

(株)あすもり建設コンサルタントは、建設課発注の「西原～糸満送水管設計業務委託（小那覇工区）その2」において、落札したにもかかわらず、積算ミス及び必要な技術者の確保ができないことを理由に契約締結を辞退した。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第13号「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内